

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 太田 正美

1 日時

令和7年12月9日（火） 午後0時58分から
午後3時27分まで

2 場所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

太田正美、榊田貢、三浦正臣、元吉俊博、成迫健児、原田孝司、澤田友広

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

福崎智幸、猿渡久子、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 工藤哲史、
議会事務局長 小石昭人ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第105号議案、第106号議案、第107号議案、第108号議案、第124号議案のうち本委員会関係部分及び第125号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第115号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県DX推進戦略（案）について、国東地域半島振興計画及び山村振興基本方針の変更について、大分県文化振興基本方針等の改定について、しいきアルゲリッチハウスの寄附についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子
政策調査課政策法務班 主任 三宅未紗

総務企画委員会次第

日時：令和7年12月9日（火）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係 13：00～14：30

- (1) 合い議案件の審査
 - 第115号議案 大分県立工科短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について（付託委員会：商工観光労働企業委員会）
- (2) 付託案件の審査
 - 第106号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）
 - 第125号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について（文教警察委員会へ合い議）
 - 第105号議案 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について（福祉保健生活環境委員会、土木建築委員会へ合い議）
 - 第107号議案 当せん金付証券の発売について
 - 第108号議案 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について（農林水産委員会へ合い議）
- (3) 諸般の報告
 - ①大分県DX推進戦略（案）について
- (4) その他

3 企画振興部関係 14：30～15：30

- (1) 諸般の報告
 - ①国東地域半島振興計画及び山村振興基本方針の変更について
 - ②大分県文化振興基本方針等の改定について
 - ③しいきアルゲリッチハウスの寄附について
 - ④大分県在住外国人意識調査について
 - ⑤ツール・ド・九州2025大会報告及び2026大会の参加について
 - ⑥大分トリニータのシーズン結果について
 - ⑦ホーバーターミナルと大分駅間の2次交通対策について
- (2) その他

4 議会事務局関係 15：30～15：40

- (1) 付託案件の審査
 - 第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）
- (2) その他

5 協議事項 15：40～15：50

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

会議の結果

太田委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として福崎議員、猿渡議員、佐藤議員に出席いただいております。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、第108号議案の審査に際し、農林水産部から森との共生推進室の田口室長にも御出席いただいております。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案6件及び商工観光労働企業委員会から合議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。初めに、本日審査いただく案件について、若林総務部長から概括的な説明をいただきます。

若林総務部長 改めまして、太田委員長、梶田副委員長をはじめ委員各位には平素より御指導をいただきありがとうございます。では早速、概括的に説明申し上げます。

本日の委員会では、合議案件を1件、付託案件を6件、それぞれ審査をお願いいたします。このうち、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）については、国の経済対策を踏まえ、早急に対応が必要な経費を計上するとともに、令和7年度の給与改定に伴う給与費を補正するものです。11月28日に国の補正予算案が閣議決定され、これを受けて追加提案をしたものです。

次に第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事委員会からの月例給、ボーナス等の引上げの勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、一般職員などの給与改定を行うものです。

その他、諸般の報告を1件お願いいたします。

それでは詳細についてそれぞれ担当課長から説明申し上げます。本日はどうぞよろしくお願

いいたします。

太田委員長 それではまず、合議案件の審査を行います。商工観光労働企業委員会から合議のありました第115号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、次の付託案件第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてが関連することから、この際一括して執行部の説明を求めます。

小野財政課長 この二つの議案につきましては、いずれも使用料及び手数料条例の関係ですので、一括して説明をさせていただきます。

まず、第115号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正のうち、使用料及び手数料関係部分について御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

これは、県内ものづくり企業における若手人材の育成や在職者のリスクリングを推進するため、県立工科短期大学の職業訓練に聴講生制度を導入することに伴い、使用料及び手数料を設定するものでございます。

資料の左側1聴講生制度の導入を御覧ください。聴講生制度は、県内事業所に勤務する方等を対象に、業務に必要な科目を選択し、専門課程の学生と同じ授業を受講できる制度となっております。在学期間は原則1年で、年間の履修単位数の制限は設けないこととしております。

資料の右側2使用料及び手数料の設定を御覧ください。

聴講生制度の導入に伴い、聴講料、入学考査料及び入学料を新たに設定いたします。それぞれの金額は表に記載のとおりでして、1単位当たりの聴講料は専門課程の授業料を卒業に必要な単位数で割り戻した4,500円とし、入学考査料及び入学料は入学手続や受講期間が類似している研究生と同額としています。

最後に、その下の3スケジュールを御覧ください。聴講生は2月と8月の年2回募集を行い、

4月、10月に入学する予定としています。このため条例の施行日は、令和8年2月の募集を勘案し、直近である公布の日としています。

続きまして、第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明します。

今回の改正は、政治団体の収支報告の適正確保及び透明性向上を目的に、政治資金規正法及び政党助成法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備と手数料の新設を行うものです。

資料の上段、法の趣旨及び改正の概要を御覧ください。①の政治資金規正法の改正ですが、国会議員関係政治団体の代表者の責任強化を図るため、これまで会計責任者の責任において作成、提出していた収支報告書について、代表者がその内容を確認した旨を記載した確認書を併せて提出することが義務付けられました。

次に、②の政党助成法の改正ですが、政党交付金の使途の透明性確保のため、これまで閲覧のみ可能であった報告書等について、写しの交付が可能となっております。

これらを踏まえ、資料の下段、大分県使用料及び手数料条例の改正概要を御覧ください。(1)改正の内容の①政治資金規正法関係では、現状、左側の表に記載のとおり、収支報告書等の写しの交付に関して手数料を設定しておりますが、右側の表の備考欄のとおり、法改正に併せて、交付の対象となる文書に確認書を追加するものです。

②政党助成法関係では、支部報告書等の写しの交付が可能となったことから、右下の表に記載のとおり、手数料を新たに設定いたします。

なお、手数料の単価は、①、②ともに国の施行令に定める単価に準拠して設定しております。

最後に、(2)施行日は法の施行日と同日の令和8年1月1日としております。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

福崎委員外議員 ちょっと教えていただきたい

んですが、第115号議案の県立工科短期大学校設置及び管理に関する条例の一部改正の関係なんですが、聴講生制度の導入にあたって、熊本、長野など5県の職業能力開発短期大学校で同制度を設けているとここに書いてあるんですが、その5県のこういう聴講生制度を設けた部分の内容というか、申込状況とか、調べられて多分入れようというふうに判断されたと思うんですが、教えていただいてもよろしいでしょうか。

小野財政課長 5校は、岩手県、神奈川県、山梨県、長野県、そして熊本県となっております。利用状況につきましては、商工観光労働部の方で確認はしていると思っておりますけれども、我々の方では、授業料とか入学考査料、入学料について、どういった金額で設定をしているかというような資料は今手元で持っておりますけれども、具体的な、実際、聴講生が何人かは、すみません、今手元に持っておりません。

福崎委員外議員 じゃ、制度を入れようというのは、商工観光労働部の方で話されたということではないんですか。

小野財政課長 聴講生制度、商工観光労働企業委員会の方で付託をされていまして、そちらで必要性等は説明があるのかなと思っております。

(「すみません、聞きそびれました。ありがとうございました」と言う者あり)

猿渡委員外議員 ありがとうございます。

どんどん技術が進んでいく分野かと思imasので、社会人が聴講生として学べるというのはいいことだと思います。定数が定員割れしているので聴講生をとということになったと思うんですが、何人の定員に対して何人学生さんがいらっしゃるのか、充足率を教えてください。ここ数年の大体の状況が分かれば教えてください。

小野財政課長 工科短期大学校の方に授業料の奨学金制度を一昨年に入れて、そのときは、確か7、8割程度に改善したんですが、今年度はちょっと低調というふうに聞いています。半分強ぐらいじゃなかったかと思っております。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これより採決い

たします。

まず、第115号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

次に、第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち総務部関係部分及び第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてが関連することから、この際一括して執行部の説明を求めます。

なお、第125号議案については、文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

小野財政課長 第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）について、全般的事項と歳入について説明させていただきます。

まず、全般的事項についてです。冒頭、若林部長から説明させていただきましたが、この補正予算は、国の経済対策を踏まえ、物価高騰の影響を受ける生活者、事業者への支援や災害に強い県土づくりなど、早急に対応が必要な経費を計上するとともに、令和7年度の給与改定に伴う給与費を補正するものです。

1補正概要にあるとおり、補正額は221億7,924万4千円の増額であり、そのうち事業費が187億8,583万2千円、人件費が33億9,341万2千円となっており、累計は7,361億646万8千円となります。

次に、歳入について説明いたします。まず、

6ページの第5款地方交付税についてですが、右から2列目の補正額欄にあるとおり31億3,012万1千円を増額します。これは、国の補正予算において追加措置が予定されている地方交付税について、今回の補正に要する一般財源相当額として計上するものです。

次に、第9款国庫支出金は122億3,731万9千円の増額となります。これは、国の補正予算により追加で措置される重点支援地方交付金や公共事業関係の補助金などの受入れによるものです。なお、このうち重点支援地方交付金は37億9,545万8千円となっています。

次に、7ページをお願いします。

第15款県債62億3千万円の増額は、国土強靱化関係の公共事業を受け入れたことに伴い発行額を増額するものです。

なお、6ページの第7款分担金及び負担金と7ページの第14款諸収入についても、公共事業の実施に伴うものであり、市町村や水利組合などからの収入となっています。

三浦人事課長 続きまして、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）の本年度の給与改定に伴う給与費について、知事部局分の説明をさせていただきます。

説明資料の8ページを御覧ください。

第2款第1項総務管理費の補正予算額のとおり、知事部局職員の給与費は8億2,675万2千円の増額となっています。

内訳については、給料が4億2,562万5千円、期末・勤勉手当や給料改定のはね返し分を含めた職員手当等が3億6,918万8千円、共済費が3,193万9千円となっており、これにより補正後の累計は124億1,813万9千円となっています。

続いて、この補正予算に関連する第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明します。

説明資料の9ページを御覧ください。

改正理由ですが、給与改定については人事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ、県内民間企業と県職員の給与水準を比較し、国や他県の動向等も考慮の上、勧告する仕組みとな

っています。今年度は、月例給、ボーナスともに県職員が民間を下回っている状況があったことにより、人事委員会から引上げの勧告を受けましたので、その勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、一般職員などの給与改定を行うものです。

次に、主な改正内容について御説明いたします。一般職員については、人事委員会が県内民間と県職員の給与水準を比較したところ、3.06%ほど県職員が民間を下回っている状況であったことから、同率の引上げ勧告を受けたところでありますので、勧告どおりの引上げ改定を行うものです。

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給割合を0.05月分引き上げて、期末手当と勤勉手当にそれぞれ均等に0.025月分配分するものです。

通勤手当については、駐車場利用者への手当を国や他県でも導入することから、本県においても同様に新設するものです。

特殊勤務手当については、船員作業に関する特殊勤務手当が国でも新設されたことを踏まえて新設するものです。

教育職員については、給特法の改正に伴い、教職調整額は令和8年に4%から5%へ引き上げられ、毎年段階的に引上げを行うものです。

義務教育等教員特別手当については、校務の種類に応じ、その校務の困難性を考慮して支給する改正を行うものです。

また、特殊勤務手当については、多学年学級担当手当は国の制度改正に準じて廃止するとともに、夜間中学校の開校に伴い、事務職員は月額200円、教育職員は給料月額5%の手当を措置するものです。

任期付職員や任期付研究員についても、一般職員と同様、人事委員会勧告のとおり、給料及び期末手当を引き上げるものです。

次に、会計年度任用職員については、一般職員に準じて期末手当及び勤勉手当を引き上げるものです。

特別職や議員については、国の指定職の改定状況等を踏まえて、期末手当を引き上げるもの

です。

医師などの非常勤の顧問等については、人事院の引上げ勧告に準じまして、本県においても引上げを行うものです。

次に、資料の10ページをお開きください。

参考として改正条例一覧を記載しており、それぞれ改正条例の対象者及び主な改正内容を記載しております。

最後に施行日や適用日についてです。施行期日については、給与改定分については公布の日から施行することとしており、適用日については、一般職員等の給料の引上げ等は令和7年4月1日から適用し、令和7年12月に支給される一般職員や会計年度任用職員等の期末手当及び勤勉手当の改定は、基準日である令和7年12月1日からの適用をしたいと考えております。

また、教職調整額の引上げについては令和8年1月1日施行とし、期末・勤勉手当の支給月数の平準化については令和8年4月1日施行としております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

原田委員 さっき若林総務部長が、28日に国が閣議決定したのを受けてという話をされました。今週から国会で審議されていると思いますが、先日の一般質問の答弁の中で知事が、国の審議によっては、来年第1回定例会で追加の補正予算案を出すことがあると言われていたのですが、今回、重点支援地方交付金等で増額等があるという意味なんでしょうか。第1回定例会で追加補正されるものの内容にどんなものがあるか、教えていただければと思います。

小野財政課長 重点支援交付金、令和6年度の国の補正のときに大分県に配分された額というのは約50億円ありました。今回、さきほど御説明させていただきましたけれども、この12月補正で重点支援交付金の活用というのが37億9千万円強ということで、昨年の最終的な金額よりは少なくなっています。

国の方は、国全体で重点支援交付金の大幅な増額ということをしていまして、令和6年度が

6千億円だったのを今回2兆円ということで大幅に増額しています。ということで、まだ国の補正予算は成立していませんので、今年度いくら来るかというのはまだ不確実ではありますが、昨年の50億円よりはかなり大きく来るんじゃないかなと今推察をしている状況です。

今回は、プレミアム商品券とかLPガスの冬場の分の支援等に使っておりますけれども、昨年で言いますと、社会福祉施設に対する支援策というのも補正をしております、今年も影響額を見極めながら年間の支援ができればやるのかなというふうに考えていますが、その他、具体的にはまだこれからということになります。

重点支援交付金以外に、国の方が通常の各省庁の国庫補助金として創設を今考えているようなものもありますけれども、それは具体的な要件とかまだ情報が取れていない状況がありますので、そういったものについても、2月補正予算でまた計上を考えていこうかなと思っております。

原田委員 国が早く決めてくれたら、すぐ作業ができるのにと思いましたけど。分かりました。是非、また物価高騰対策等を含めて期待しております。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

佐藤委員外議員 細かいところですけども、職員の給与の中で、人事委員会勧告があったからでしょうけど、新設の通勤手当の関係をお聞きしたいんですが、国、他県に倣ってということだったんですけども、この上限額は同様なのか、または地域によって違うのか。

それと、大分県の場合、多分本庁くらいが対象ですかね。それ以外のところは多分駐車場はあるんじゃないかと思うんですけども、その該当者をどのくらい見込んでいるのか教えてください。

三浦人事課長 駐車場の手当の新設についてですけども、国の方が大体上限5千円としてお

りますので、他県に聞かしても、大体国と同等に改正するということとして、本県におきましても上限5千円で考えているところでございます。

ただ、委員からの御指摘のとおり、本庁の職員ぐらしか余り該当するような人はいないんですけど、一部地方機関でも駐車場が足りないというところから、民間の駐車場を借りている実態がございますので、必ずしも本庁の職員だけが対象になるということではないかなと思っておりますが、地方機関につきましては、ごく少数になろうかと思っております。

それから利用人数についてですけども、こちらの方ではしっかりと把握できているわけではございませんけれども、全体で200人ぐらいいるのではないかと考えています。

福崎委員外議員 第125号の議案でちょっとお聞きしたいんですが、給料の方で若年層に重点を置きつつということで、若年層に重きを置いていただくことは大変いいと思うんですが、若年層っていくつからいくつまで、どういう重点を置いて給与が引き上げられるのか、分からないので教えていただいてもいいですか。

三浦人事課長 国の改正が、昨年度までは特になんですけども、若年層に重きを置きまして、やはり初任給の話が民間企業の方でもかなり出ておまして、今、初任給30万円を超えるという民間も多数ある中で、そこを引き上げないといけないという思いがあるところで、若い職員の引上げにつながっている状況でございます。若手職員といいますと、やはり主事、主任級といいますか、30代、それから係長級になる35歳、そのくらいのところの職員がかなり大きく引き上げられるような状況でございまして、高齢層職員については昨年度もそんなに大きな引上げはなかった状況ですけども、今年度の勧告につきましては、これまでの状況も踏まえて、ある程度平等にといたしますか、高齢層職員についても配分してほしいという要望もございましたので、そういったところにも配慮している状況でございます。

基本的には、若い職員といいますと30代半

ばぐらいを指していると考えています。

福崎委員外議員 ちなみに、平均1万1,058円の引上げなんですけど、若手の30歳から35歳というのは平均から比べてどのぐらい、それぞれ違うので金額は言えないでしょうけど、何%ぐらい平均より高くなるのか。

三浦人事課長 平均と比べると、倍近くというようにことになろうかと思っております。

猿渡委員外議員 さきほど、教育職員の関係で義務教育等教員特別手当のことを若干説明いただいたんですけども、学級担任への加算ということを書いていますけど、この辺の中身をもう少し教えていただきたいのと、今年の4月に遡っての引上げということですが、任期付職員についても同じかということと、会計年度職員さんは期末手当なんですけど、大体どのぐらいの金額になるのか教えてください。

三浦人事課長 教育の職員につきましては、こちらでもあまり詳しく承知していない部分がありますけれども、学級担任手当が今年度から加算として付くということで、3千円ぐらいの加算と聞いています。

それから、会計年度任用職員ですけれども、会計年度任用職員についても一般職員と同様に改正しますので、4月に遡ってということになるかとは思っております。

それから、どのぐらい金額が上がるのかというようなお話ですけれども、大体年収で見たときに38万5千円ぐらい増額になる見込みでございます。

猿渡委員外議員 学級担任、月3千円ということですか。

三浦人事課長 月3千円というふうに理解しております。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。

なお、第124号議案の採決は議会事務局関係の審査の際に一括して行います。

それでは、第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について採決いたします。

なお、本案について文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこととあります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてですが、本案については、福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会に合議をしていることを申し添えます。

それでは執行部の説明を求めます。

三浦人事課長 第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正について御説明します。

資料の11ページを御覧ください。

まず、改正理由ですが、国内外の社会情勢の変化や国費の適正な支出等を図るため、国において国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたところとあります。本県においても宿泊料金の高騰などの社会情勢の変化や職員等の旅行実態に合わせた旅費の支給を行う必要があるため、国の法改正に準じた改正を行うものです。

次に、改正内容について御説明します。最初に鉄道賃については、片道50キロメートル以上の特急利用要件を廃止するとともに、チケット手配に伴う手数料の支給を明文化するものです。なお、チケット手配に伴う手数料の支給については、船賃や航空賃についても同様の取扱いといたします。

次に、車賃については、名称をその他交通費に変更し、乗合バスのほか、タクシー料金やレンタカー代についても実費支給を可能とするものです。なお、自家用車を使用した場合は現行どおりで変更はございません。

次に、宿泊料については、名称を宿泊費に変更し、甲地、乙地の2区分による定額支給から都道府県ごとに設定する宿泊費基準額を上限とした実費支給に改正するものです。なお、職員負担を避けるため、やむを得ない事情により宿泊費基準額を超えた場合は、増額調整できる運用にしたいと考えています。また、鉄道賃等と同様、手配に伴う必要経費の支給についても明

文化します。

次に、包括宿泊費についてです。現行では、いわゆるパック旅行の場合、パック料金から一定額を控除した額を交通費相当額とし、これに宿泊料定額を加えた額を支給しておりますが、改正後は、包括宿泊費としてパック料金の実費を支給するものです。

次に、宿泊手当についてです。現行における宿泊料定額の構成要素となっている夕朝食代の掛かり増し分などの諸雑費相当分を切り分けて宿泊手当として新設し、一夜当たり2,400円を支給するものです。

次に、旅行雑費については、構成要素となっている通信連絡費相当分について、近年の通信事情等を踏まえて見直しを行い、現行から一律100円の減額を行うものです。

次に、赴任の際の転居費用に対する移転料については、名称を転居費に変更し、移転距離に応じた定額制から、引っ越し料金による実費支給に改正するものです。

続きまして、資料の12ページを御覧ください。

まず、赴任の際に職員と一緒に転居する扶養親族の交通費を支給する扶養親族移転料については、名称を家族等移転費に変更し、現行の扶養親族に加え、扶養親族ではない同居家族に対しても支給するよう改正するものです。

次に、赴任時に転居先へ入居できず宿泊施設等に一時滞在する場合の着後手当については、名称を着後滞在費に変更し、支給対象に今回新設された宿泊手当を追加するものです。

最後に、食卓料及び日額旅費については、宿泊手当等の新設に伴い、国に準じて廃止するものです。

なお、ページ中段の参考にありますとおり、今回の種類の名称変更に伴って規定整備が必要となる関連条例の改正も併せて行うこととしております。

最後に、施行日については令和8年4月1日を考えております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。
成迫委員 宿泊料の部分ですけれども、これまでは定額で支給されていたということで、これからは上限を加えて、それぞれの地域で差額があるんですが、出張に行つてかかった旅費を、上限額に応じて、領収とか明細とかを取らずにそのまま定額で支給するとか、そういった扱いということでしょうか。

三浦人事課長 今回の旅費の改正につきましては、基本的な考え方としまして実費支給をするということでございます。そういうことからして、宿泊につきましても、実際にいくらかかったのか証明できるものが必要になりますので、そういったものは求めていくことになろうかと思えます。（「分かりました」と言う者あり）

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに質疑もないので、これより採決いたします。

なお本案について、福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会の回答は、いずれも原案のとおり可決すべきとのこととあります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第107号議案当せん金付証券の発売について執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第107号議案当せん金付証券の発売について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

この議案は、令和8年度に本県がほかの都道府県等と共同して宝くじを発売するにあたり、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、宝くじの発売限度額について議決をお願いするものです。

左下の設定の考え方を御覧ください。発売限度額については、近年の販売実績を勘案して、

全国自治宝くじ及び西日本宝くじの発売計画額をもとに算定しており、令和8年度の計画額が前年度とほぼ同等であるため、本県の限度額についても、前年度と同額の112億円とするものでございます。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第108号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については農林水産委員会に合議をしていることを申し添えます。

それでは執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 第108号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明資料の14ページを御覧ください。

1の改正理由ですが、県民税の均等割に係る超過課税、いわゆる大分県森林環境税については、令和7年度までが適用期間となっておりますが、引き続き、森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成する施策を行う必要があることから、適用期間の延長を行うものです。

次に、本条例の改正にあたり、パブリックコメントを実施しましたので、その結果について御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

この森林環境税につきましては、8月末に大分県森林（もり）づくり委員会から知事に対し、大分県森林環境税を継続し、今後も森林環境の

保全に係る課題解決に向けた取組に活用していくことが望ましいとする大分県森林環境税報告書が提出されたことを前回の委員会において御説明したところでございます。

その後、資料にありますとおり、9月26日から10月27日までの約1か月間パブリックコメントを実施し、24名の方から40件の御意見が寄せられました。意見の概要としましては、3（1）にありますように、賛成意見・要望が36件、反対意見が4件でした。

主な意見としては、3（2）にありますように、人工林資源の循環に関しては、再造林の推進、広報に関しては、広く県民への情報提供をお願いしたいなどの意見が多く寄せられました。一方で、反対意見としましては、効果の検証が不十分、国の森林環境税と二重課税ではないかという御指摘も頂いたところでございます。

これらの意見を踏まえ、今後は県森林環境税の目的、使途、取組について、ホームページで分かりやすく情報提供し、県民の皆様にご理解いただくよう努めてまいります。

なお、詳細のパブリックコメントの結果につきましては、Side Books（サイドブックス）に保存していますので、お時間のある際に御確認いただければと思います。

資料の14ページにお戻りください。

2の主な改正内容ですが、税率の特例に係る現行の制度を維持した上で、その適用期間を5年間延長することとしています。

3の施行期日については、公布の日としております。

最後に、4のその他についてですが、大分県森林環境税報告書において、国の森林環境税と名称が同じことによる混同を防ぐため、名称を検討する必要があるとされたことを踏まえ、林業関係団体からの御意見や森林づくり委員会との協議を経て、令和8年4月1日から県の森林環境税の名称をおおいた森づくり税に変更いたします。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に質疑もないので、これより採決いたします。

なお、本案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでありませぬ。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、田口森との共生推進室長は退席となります。お疲れ様でした。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。①について説明をお願いします。

居石デジタル政策課長 資料の16ページを御覧ください。

大分県DX推進戦略（案）について御報告します。まず1経緯を御覧ください。DX推進戦略は、令和3年度末に県政のあらゆる分野でDXを推進するため、暮らし、産業、行政、推進基盤の四つの分野ごとにありたい姿をとりまとめ、策定したものです。6月に本委員会で報告させていただいたとおり、人口減少や急速な技術革新等を踏まえ、現在アップデート作業を行っています。

次に、2新たなDX推進戦略（案）の考え方です。県民視点であったり、組織的、横断的な戦略、ビジョンを描いてそこから施策立案を推進していくといった点は、前戦略を踏襲しています。今回改定での大きな変更点は、公共性の高い分野に重きを置いて、ありたい姿の実現につながる具体的施策として、政府戦略等を踏まえた先進的な取組を記載する点になっています。さらに、実効性を高めるため政策的なアウトカムやKPIを含む内容としまして、ありたい姿の実現度合いを可視化します。

3今後のスケジュールについては、今月中に案を作成し、年明け1月に向けパブリックコメントを実施の上、意見を考慮した上で3月に本委員会にて成案を報告したいと考えています。

4月以降は新たなDX推進戦略の執行元年となりますので、デジタル政策課では、各部局の先駆的、挑戦的なDX施策の企画立案と実効性向上に向けた伴走支援に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。

ここからは各分野のありたい姿の概略として、現在の検討状況を記載していますので、簡潔に触れさせていただきます。

まず、暮らしのDXについては、公共性の高い分野へ重きを置くという考えから、こども、生活環境、防災を中心に対象となる政策分野を拡大しているところです。

次のページを御覧ください。

産業のDXでは、各産業分野においてDXによる新たなサービスの創出と地域経済の活性化を念頭にしたありたい姿を記載しているところです。

行政のDX及びDX推進基盤は、行政自身が主体となり取組を進める分野ではありますが、行政手続のオンライン完結や県民のデジタルリテラシーの向上など、行政の持続性をDXにより高めつつも県民の暮らしを向上させていく、そういった内容を充実させています。

以上簡単ですが大分県DX推進戦略（案）の検討状況に関する報告を終わります。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑はありますか。

原田委員 質疑というよりは意見をちょっと言わせてください。

先日、自分が加入しているオンラインサイト、園芸に関わるやつなんですけど、そこから、あなたの個人情報が出たかもしれないと報告があつて、実害はありませんでしたということも付け加えられていたんですけど。

今年度になって、例えば、大分県ではトキハイインダストリー、あと全国的にはアサヒビール、大規模なサイバー攻撃による個人情報の流出があった話を聞きますけど、ここにも書いていま

すけど、DX推進においてセキュリティの確保がより大きなものになってくる。強いて言えば、そういったことが起きれば企業の存続にも関わってくる。DXを推進したために、逆にそういったことになって何かおかしな話ですし、そういった面の対策は重点的に取り組んでいかなきゃいけないかなと思っていますが、いかがでしょうか。意見です、これは。

居石デジタル政策課長 ありがとうございます。

今、委員が指摘していただいたことは正にそのとおりだと考えております。県内でも事例は出ておりますし、日本各地でサイバー攻撃の被害がかなり増えているところでございます。

我々としましても、企業を支援する商工観光労働部とか、あと県警とも連携しながら、県内のセキュリティ対策、行政の分野がまずしっかり、その上で各分野だと思っておりますけれども、そのあたりはしっかり連携しながら、この戦略の下で取り組んでいきたいと考えています。

梶田副委員長 DXという観点でいくと、最近デジタル化が中心になっているような気がして、私が思うDXは、それを導入したことによって新たなサービスができることだという基本的な話も聞いたんです。例えば、DXで何人分の効果が出て、どれだけの経済効果か数字ベースで出てくるようなものがあると非常にいいと思うんです。例えば、いくら分、人件費相当にすると年間これだけプラスになっていますと。DXを入れたことによって、差引きでこれだけの利益が出ているのが分かるとすごく良いんですけど、そういった考えはあるんですか。数字で出すということ。

居石デジタル政策課長 可能な部分は、KPIとか目標指標で数値化をしたいと考えて議論しているところです。例えば時間というのは、業務改善に係るものであれば、このぐらいの時間が浮いているとか推計は可能ですので、そういったところを目標に定めていくのが一つあると考えています。

梶田副委員長 浮いた分でプラスで伸びた内容を見るのがDXだと僕は思っているんですね。浮いたことによって違う作業をする、その分生

産性が上がって、県としてもこれだけのサービス効果が増えているのが見えるようにお願いしたいと思っています。

居石デジタル政策課長 今検討している段階ですの、その辺を踏まえて考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

澤田委員 ちょっとお尋ねしたいんですけど、DXの推進はいいことだと思っておりますけれども、一方で、高齢者が多くなっていて、DXが進むにつれて高齢者が使えなくなる。DX難民が総務省としても大変だということが御存じのとおり出ていると思うんですけど、DXを進める上でDX難民を生み出さない対策が必要ではないかと思っておりますが、今回政策を進めるにあたって、こういった対策についてどういった考えがあるか、お聞かせいただければと思います。

居石デジタル政策課長 御指摘ありがとうございます。

国が示しているとおり、誰一人取り残さないということが重要だろうと考えております。DX推進戦略(案)の中でもデジタルデバインド対策を含めておりまして、これまでも例えば出前講座、各地でスマホの使い方の支援とかを進めてきてはいるんですけども、今後、講習をすることに加えて、実際この行政手続で使えるとか、使い方までしっかり指導、普及していくことが大事だと思いますので、政策とリテラシー向上をいかに一体でやっていくかに注力していきたいと思っています。

澤田委員 ありがとうございます。高齢者でも結構YouTubeとか見ている方が多いので、そういった動画で示すような対策もいいのかなと思いますので、是非一緒に推進していただいで、生活が便利になるのは本当にいいことですので、そういった方が取り残されないように配慮いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

猿渡委員外議員 私は昨日、福祉保健生活環境委員会でもちょっと言ったんですけど、どこに相談したらいいかわからないとか、複合的な福祉の分野なんかでのニーズの問題があると思うんですね。制度の谷間みたいな部分で、そういうときに、今の若い人たち、ピピって何でも検索するんだけど、だけど、やっぱりどこに相談したらいいんだろうということがあつたわけですね。そういうものの解決に役立つような形で使えるといいんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

居石デジタル政策課長 複合的で担当する窓口が見つからない、たらい回しにされるとか、そんなイメージですよ。政策としては考えないといけないと思うんですけども、例えば必要なデータをしっかり集めて自動で回答するチャットボットのなものも出てきていますので、そういったもので対応できる可能性はあるんですけど、まずどういった情報、問合せがあり得るかをしっかり整理する必要があると思います。そういった施策については中で検討してみたいと思います。

猿渡委員外議員 例えば、障がいを持っている子どもが学校に相談したりしても、これは福祉の分野かなとか。例えば本会議でもちょっとありましたけれども、障がいを持っている方が歯医者に行っても、じっとしてられないので、知的障がいの方とか、サポートがないと治療を受けられないとかあるわけですね。何かその辺の連携とかが必要だなと思う。例えば市役所の障害福祉課に相談したら、ここに紹介しますよと言うんだけど、それが実際にはなかなかそうになっていない。その辺のところ、何かピピピと解決できないのかなという感じはあるんですね。

だから、今後そういう方向で、せつかくのDXを、今何でもピピピとやるわけで、何か解決策を見いだせるような方向で活用いただけるようになるとありがたいなと、これは意見としてお願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

三浦委員 昨日の午前中、ハーモニーランドが、世界でいちばんやさしい場所を目指すということで、エンタメリゾート化を表明していただきました。立地表明式に私も参加をさせていただきました。まずは皆さんに心から感謝を申し上げます。まずは皆さんに心から感謝を申し上げます。

いよいよこれからスタートでして、当然ですけども、立地している日出町並びにハーモニーランドができることをやっていかないといけないのは当然ですが、県としてもどのように関わっていくのか。これまでは各部局にまたがっていたけれども、企画振興部が中心にと伺っていました。

例えば、道路、砂防を含めたインフラの部分、観光誘客、インバウンド、さらには大型リゾート化ですので、環境であったり、小巻社長は移住定住という言葉も昨日は言っていました。さらには、障がい者雇用、また地元住民との協議、空港やJRとの兼ね合いも出てくるかと思えます。

できれば組織の再編という面で、総務部長に、4月以降専門の部署というか、サポートできる体制の職員の配置を是非お願いしたいと思うんです。これは過去最大規模の大型リゾート開発だと思うので、その辺、具体的に何か庁内で検討しているのか、是非そういった組織を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

若林総務部長 久々と言うと怒られますけれども、明るいニュースだったと思っております。

その上で、今委員からも御指摘がありました。基本的にはあそこはまず県の公園であるということは大前提の上ですけども、基本的には民間企業投資案件で、10年という報道も出ていましたけれども、息の長い投資案件だろうと思っております。

ただ一方で、報道でも指摘されておりましたが、様々なインフラであるとか、地元であると

かいろんな業界への影響があると思います。その上で、県と株式会社サンリオ及び株式会社サンリオエンターテイメントで包括連携協定を結んで、一緒に共創してやっていこうとしておりますが、具体的にどういった行政需要があって、どういったものややっていくかは、何らかの行政計画とまでは言いませんけれども、やはり表立ってしっかりとこれから整理をしていく必要があるんだろうと思っております。組織的な課題もあるのではないかと御指摘でしたけれども、まずは、そういった論点は一つ一つ、引き続き庁内連携の中で整理を急いでいく必要があるだろうと思います。

三浦委員 ハーモニーランドの中でも、仮称ですけど、未来共創室とか、また複数企業とコンソーシアムを組んでしっかりやっていくというような発言もありました。まずは初期投資100億円ということですが、これからかなりその金額も膨らんでくると思います。また、半年を目安に、今、基本構想から基本計画ということで、総事業費とか、その辺も踏まえてまた発表していただけるということで、今、部長の答弁を聞いて少し安心しております。

引き続き、地元議員としてもそうですが、このリゾート化によって、日出町のみならず県内、もっと言うと世界に誇れるハーモニーランドとなるように、私自身も微力ながら支えていきたいと思っております。是非県を挙げて支援していただければありがたいので、引き続きよろしく願います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は何かありませんか。

猿渡委員外議員 1点だけ総務部長にお聞きしたいんですけども、私、本会議で南石垣支援学校跡地の活用について質問したんですが、これは一般論で結構なんですけれども、そういうふうに県の施設が目的を終了して空いた場合に、新しく建てるんじゃなくて、そういう施設を活用して県民の要望に応えていくのは大変大事なことかと思うんですけども、そういう問題に

ついて、県としての全体的な方向性、お考えを教えてください。

若林総務部長 跡地利用の議論であったと思いますが、跡地を県民のニーズ等をとらまえて、ニーズがあるのであればできれば公共的な形で活用したいと、我々も基本的な方針として思っております。

ただ一方で、大分県行財政改革推進計画2024を昨年度策定しましたけれども、これから老朽化あるいは人口減少等々を考えていくと、やはり施設の総量をしっかり考えていかないといけないところもあるかと思っております。

一般質問の中でも、県立か市立かといった御議論もあったと思いますが、そのあたりも含めて、ニーズに基づく役割分担が何であるのか、そういった議論をしっかりするのは当然かと思っております。

猿渡委員外議員 本会議一般質問の中で、教育長は今年度末までに別府市と協議して決めていくみたいなことを言っていたと思うんですね。今は教育委員会が南石垣支援学校を持っているんですけども、今後に向けて、県全体として総務部も関わりながら県民の声を聞いて、もっと時間をかけて議論して、活用方法を見いだしていくことも必要じゃないかと思うんですね。

別府市が活用したい部分は、もちろん協議して活用をしていただければいいと思うけれども、県としてこういう活用をしたいということ、今のところ聞いたらなかったと言うんですけど、もっとしっかり検討しながら考えていく必要があると思うんです。

というのが、別府羽室台高校跡地は8年間何も活用がなく、そのままだったわけですね。今、10年くらいたって、活用方法が見つかって再活用するようになったということがあるので、そんな急いで結論を出す必要はないし、4月以降も別府市ともよく協議して、本会議でも言ったように、知事との対話を持っていただいたり、ふれあい対話を持っていただいたりしながら考えるべきかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

若林総務部長 教育長から、別府市と適切に協

議するような方向の答弁だったかなと記憶していますけれども、教育庁において適切に判断すべきだと思っています。

猿渡委員外議員 教育長が例えば3月末、今年度末をもって別府市と協議した結果をもって、県としては一旦、何の活用もないと、希望がないという結論が出たと言っているんですね。私、常任委員会で何回も聞いたんですよ。そこは戻れないんですかと言ったんですけど、教育長は、もう県としての結論が出たので、その次のステップとして別府市と協議していますと言うんですね。その次のステップは、別府市がもう活用しないと言えば民間にみたいなことを言っています。それでいいのかなと私は思うので、だから一般質問であえてしたんですね。

ですから、今の段階で総務部としてはっきりしたことを言いにくいかもしれないんですけど、是非拙速に結論を出してしまうのではなくて、別府市は別府市として活用方法を考えるでしょうし、それはそれでいかしていただいて大いに結構だと思うんですけども、県としても何らかの活用方法がないのかと、複合的に併せて活用していくような方法を是非考えていただきたいと、しっかり議論したり意見を聞いたりしながら、時間をかけて検討していただきたいと思います。

三浦人事課長 さきほど猿渡委員外議員からお尋ねがあった会計年度任用職員の関係なんですけれども、どのくらい年収ベースで変わるかという話で、さきほど38万5千円程度改正されますと説明をしたのですけれども、すみません、それは昨年度の改正の状況でございまして、今年度は15万5千円になりますので、昨年度と今年度と合わせると、その合計額の54万円ほどの改善になるということでございます。

小野財政課長 さきほど、福崎議員の方から工科大でほかの県の利用状況というのがあったんですけど、今、資料をめぐって出てきましたのでお答えしますと、山梨県の産業技術短期大学校が令和4年に1名、それから長野県の工科大短期大学校の方で令和6年に1名が実績です。

たくさんあるのかということ、そこまでない

ですけど、県内のいろいろなものづくり企業の声として、そういうのを設けてくれるとありがたいという声に対応して制度を設けたということだと思っています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これをもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

暫時休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時13分再開

太田委員長 それでは委員会を再開します。

本日は、委員外議員として猿渡議員、佐藤議員に出席いただいております。

これより、企画振興部関係の審査に入ります。今回、企画振興部からの付託案件はありませんが、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

工藤企画振興部長 太田委員長をはじめ、委員各位におかれては、平素より御指導をいただき誠にありがとうございます。

企画振興部につきましては審査をお願いする議案はございませんけれども、諸般の報告を7件御用意しております。今年度中に変更や改定を行う国東地域半島振興計画及び大分県山村振興基本方針、大分県文化振興基本方針についてまず御説明いたします。また、公益財団法人アルゲリッチ振興財団から県へ寄附をいただきます、しいきアルゲリッチハウスに関する当面の動き、それから今年度実施しました県内在住の外国人意識調査の結果、そして10月に開催されたツール・ド・九州の今回の総括と来年に向けた動き、加えてトリニータ、ホーバークラブトについて担当所属長から順次御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

太田委員長 それでは①の説明をお願いします。

木口おおいた創生推進課長 まず、国東地域半島振興計画と大分県山村振興基本方針の変更について報告します。

資料の2ページを御覧ください。

4月の初常任委員会で説明いたしました、本年3月の法改正を踏まえ、夏から秋にかけて国から具体的な通知があり、関係市町と調整を進めてきました。

お手元に冊子で計画と方針をお配りしていますので、併せて御覧ください。

まず、左の国東地域半島振興計画です。一つ目の白マル、根拠法令を御覧ください。半島振興法は、本年3月の法改正で令和17年3月まで期限が延長されました。本県の対象区域は、豊後高田市、杵築市、国東市、日出町となっています。

四つ目の白マル、今回の主な変更点を御覧ください。能登半島地震を踏まえ、法改正で半島防災や地方創生が法の目的に追加されたことから、振興計画の項目に災害防除に必要な半島防災のための施策、移住、定住の促進などを追加しました。また、今回から計画の達成状況の評価が義務付けられたため、大分県長期総合計画の防災に関する指標のうち、対象区域4市町の数値を抽出できる土砂災害のリスクが軽減される家屋数など五つをKPIに設定しています。

今後のスケジュールですが、パブリックコメントを実施し、御意見を反映して2月に国へ提出した後、3月までに主務大臣の同意を得ることになります。

次に、右の大分県山村振興基本方針です。一つ目の白マル、根拠法令を御覧ください。山村振興法も令和17年3月まで期限が延長されました。本県の振興山村市町村は、別府市、津久見市、姫島村、日出町を除く14市町です。

四つ目の白マル、今回の主な変更点を御覧ください。法改正で防災体制の強化、移住、定住等が山村振興の目標に追加されたことを踏まえ、方針内容に防災体制の強化、移住定住、地域の担い手確保等を追加しました。

今後のスケジュールですが、パブリックコメントを実施し、意見を反映して3月までに国に提出することになります。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

佐藤委員外議員 国東地域半島振興計画、それから山村振興基本方針、両方そうなんですけれども、これまでもずっと続いてきて、どちらかというとちょっと使いづらい部分があって、なかなか半島振興法の関係分も過疎法ほど使っていない、過疎対策事業債を優先してきたのが実態だったと思うんです。

今回、防災という面が入ってきており、半島防災という面はすごく大きいので、今後、それに関わる形での事業債、ここは一般事業債だけ挙がっていますけれども、そういったものがまた付け加えられてくる予定があるのかどうか。

それと、山村振興基本方針も同じですね。防災体制が入ってきますけれども、本来これを加えることによって、両方ともそうですけど、具体的に何か事業的なものが出てくるのかどうか、それを教えてください。

木口おおいた創生推進課長 まず、半島防災に関する御質疑ですけれども、もともとこちらの方、一般事業債、一般単独事業債なんですけど、半島振興防災道路整備事業債が記載されていて、事業への充当率が75%、地方交付税措置が30%、元利償還金に対する普通交付税措置が30%あったんですけれども、今回、改正に合わせて充当率が90%まで引き上げられた半島振興防災道路整備事業債ができたので、これが活用できるようになります。

これ以外で、山村振興基本方針も含めて大きな起債に関する制度改正が今時点では国から具体的に示されていない状況です。過疎法の方が、どうしても過疎対策事業債が充当率100%の、地方交付税措置が70%でかなり有利ですので、日出町では過疎対策事業債を使えませんが、ほかの地域ではどうしてもこちらを優先的に利用している状況です。（「山村も一緒ですね」と言う者あり）

山村振興基本方針については、起債の措置はないんですけれども、書いていますように、山村活性化支援交付金等の措置は別途作られてい

ますし、あとは国有林につきましても、分収の割合が引き上げられる制度もございますので、それぞれ制度としては、もともと財政等の優遇措置はございます。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに質疑もないので、次の②について説明をお願いします。

宮成芸術文化振興課長 資料の3ページを御覧ください。

大分県文化振興基本方針及び大分県文化創造戦略の改定について御説明します。まず1文化振興施策の基本体系ですが、本県は、基本理念を規定する文化振興条例、基本視点を示す文化振興基本方針、重点戦略を定める文化創造戦略によって芸術文化施策を構築しています。

基本方針は、OPAMの開館を踏まえて平成28年3月に改定されました。以降、様々な公演や展覧会等を通じて、芸術文化に親しむ機会の創出を積極的に推進しているところです。一方で、少子高齢化の進展により、担い手確保や伝統芸能の継承はより深刻な課題となっています。今回の改定は、このような環境変化を踏まえて現状に対応させるものです。

改定に向けて、まず8月に条例で定める調査審議組織である文化振興県民会議で意見をいただき、芸術文化の目的や伝統の継承と新しい文化の創造などの御意見をいただいたところです。

それらも反映させた素案の概要について、4と5を併せて御覧ください。

主な改正点ですが、4基本視点の①を、従来の人を育て活かすから、豊かな人間性と創造性を育むに変更して、芸術文化振興の目的を明確にするとともに、②では、従来 of 伝統の継承に加え、地域で創造される新しい文化を大切に育む姿勢を打ち出しました。

これにあわせ、5重点戦略の②を芸術文化活動への支援として、芸術文化活動への参加や、地域の取組に対する支援を明記したところです。

次に、それぞれの基本視点について御説明します。まず、①豊かな人間性と創造性を育むです。国民文化祭・全国障害者芸術文化祭のほか、

様々な公演や展覧会等を開催してきましたが、今後も重点戦略①鑑賞機会の充実や②芸術文化活動への支援を通して、県民が多彩な芸術文化に触れ、感性を高められる環境を整えます。

次に、基本視点②伝統をつなぎ、新たな文化が華開くです。文化的資産の継承とともに、新しい表現を柔軟に受け入れることも大切です。伝統芸能体験教室や豊後南画等の展覧会による継承や再発見の取組に加え、現代アート等の新しい表現もこれまで紹介してきましたが、今後も重点戦略④他分野連携と地域活性化により、伝統工芸や祭、文化財等の保存、継承や活用に取り組むとともに、③芸術文化の担い手の育成を通して、県民が新旧様々な芸術文化に触れていただき、多彩な人材の育成を進めてまいります。

次に、基本視点③芸術文化が持つ創造性を地域振興や産業等に活用する取組である創造県おいたの推進です。カルチャーツーリズムや福祉施設での芸術活動などを進めています。今後も柔軟な発想をいかした様々な取組が生まれるよう、重点戦略④のとおり、他分野との連携をさらに進めてまいります。

最後に6のスケジュールです。12月10日からのパブリックコメントや2月の文化振興県民会議での意見を踏まえた成案について、3月の常任委員会で御報告し、公表していきたいと考えています。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

猿渡委員外議員 今、説明いただいた、①豊かな人間性と創造性を育む、芸術文化の目的といえますか、やっぱり人間性を育むということがここに入ったのは大変良かったと思います。鑑賞機会の充実とか芸術文化活動への支援なんですけれども、今、格差が広がっているの、やはりそういう機会が少ない子どもたちが、若い人たちを含めてあると思うんですね。楽器を習いたくても、みんながそういうわけにいかない

とか、そういうものを買ってもらえないとか、住居環境によって練習もできないということもあると思うので、やはりそういう機会を、今も親子を招待したりとか、そういうこともいろいろやっているし、街なかコンサートの的なことも増えてきたと思うんですけども、そういう機会をさらに増やしていく。こどもたちが携わることができるように、練習できるような機会も増やしていくとか、そういうことも必要だと思うんです。

スポーツの分野でも、この子に合ったものは何かを探して、その子の能力を伸ばすことをやっていると思うんですけども、そういうことも大事と思うんですね、文化の面でも。その点、どのように考えているか教えてください。

宮成芸術文化振興課長 今おっしゃった中でもありましたように、例えば親子の招待であったり、あと無料で聴けるコンサートとか、このところどんどん増えていっているかなという感じはしますので、そういった機会を増やしていきたい。それから無料という意味では、体験的なもの、楽器体験とか、伝統芸能の体験を無料でできるとか、今議員がおっしゃったとおりだと思いますので、そういう機会をこれからも増やしていきたいと考えております。

猿渡委員外議員 例えば、ピアノのプロといっても、なかなかそれで食べていけずに、練習もせんといけんし、生活もせんといけんというようなこともあると思いますので、いろいろな環境にあるこどもたち、若い人たちが、やっぱり自分が好きなこと、向いていることに文化の面でもスポーツの面でも取り組んでいけるような経済的な支援だとか、そういうことも含めて取り組んでいただけるとありがたいと思いますので、要望しておきます。

佐藤委員外議員 まず、11月までの国東半島芸術文化祭2025は大変ありがとうございました。なかなか面白い視点だったと思いますし、新たなお客さんが来て、とても良かったと思っています。特に、お寺の中でやって、お寺をずっと回っていくのは新しい視点だろうと思います。来るお客さんがもともとお参りする方では

なかったこともあって、大変面白かったとお寺の方からもいい意見を聞いています。

今後も引き継いでいただきたいんですが、この方針、また戦略の中で、少しその辺も呼び込んでいただければありがたいと思います。意見というか、要望でも構いません。

主な成果を見ると、どうしても大きな施設がある大分市、別府市が中心になってしまいます。それぞれの地域でも文化活動、芸術活動は盛り上げていけたらということで、是非ともよろしくお願いいたします。

工藤企画振興部長 国東半島芸術祭、思いのほかと言うと失礼ですけど、盛り上がったなということで、本当に終わったこれからが大事で、前回、佐藤議員の一般質問のときに私もお答えしましたが、まずこれを成功させてと。

前回もそうだったんですけど、やっぱり終わって、さあ次どうするのが、地域に何かエネルギーが残っているといいんですけど、やれやれ終わったかと、やっと終わったかというようなことでほっとしますと、また前回同様10年ぐらい何もそういう機会がなくて、思い出した頃にまたやるようなことにならないように、今回せっかく盛り上がった機運を続けたいということでございます。

なので、今回でいいますと、国東市とか豊後高田市が、これはやっぱりもうちょっと、毎年とは言いませんけれども、ピエンナーレの形かトリエンナーレでもいいんですけど、もう少し期間を短くしてやろうという雰囲気、機運、力、エネルギーが残っているといいなと思っておりますので、また地域の方でお話をしてみてください。お願いいたします。

太田委員長 私もたまたま通りかかって寄りまして、人がたくさん出ていて感動しました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、次の③について説明をお願いします。

宮成芸術文化振興課長 資料の4ページを御覧ください。

しいきアルゲリッチハウスの寄附について御

説明します。同施設については、県有化を求める請願が本年2月に県議会へ提出され、3月末の本会議において全会一致で採択されたところです。

その後、公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団が理事会での議決を経て、11月26日に県に対する寄附の申請を行いました。県では、その寄附受納について本日、財団へ通知をしたところです。

まず、活用の方向性についてです。資料中段を御覧ください。しいきアルゲリッチハウスは、長年に渡る地域活性化、芸術文化の発展に多大なる足跡を残したマルタ・アルゲリッチ氏のお名前を冠する世界唯一の施設となっております。

県議会で採択をいただいた請願も踏まえ財団とも協議を行い、顕彰施設であると位置付けまして、ほかの県有施設には無い特徴をいかした活用を行いたいと考えております。活用に向けましては、財団がハウスの運営方針に掲げている四つのうち、県有化の特色をいかせるアルゲリッチ氏の功績の顕彰、教育分野等との連携について、財団とも連携しながら進めたいと考えています。

顕彰については、過去の音楽祭でのアルゲリッチ氏の貴重な演奏映像をホールで上映するなど、ハウスでしかできない体験の提供を検討しています。

教育分野等との連携では教育庁と連携し、例えば中学生などを対象に、こどもたちへクラシック音楽の魅力や奥深さを体感できる機会を提供することなどを検討しております。

最後に、今後の手続ですが、このような活用を進めるためには、設置管理条例が必要となりますので、関連予算と併せて次回の定例会の提出に向けて準備を進めています。

規則等のほかにも必要になる準備も進め、来年の音楽祭の開催期間、財団の会計年度も考慮し、9月からの県有化を開始することができればと考えております。

引き続き財団と十分に連携を取りながら、本県の芸術文化のさらなる発展につなげられるよう、ハウスの管理、活用に向けた準備を進めて

まいります。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

猿渡委員外議員 伊藤京子先生たちが長年いろいろと御苦労されながら取り組んでこられたことが、やはり県有施設として県がもっと主体となって取り組んでいく方向で、大変良かったと思います。

いろいろこれまでの歴史とか財団の考え方とか、今までのやり方の良さとか、ずっといかしながら、意向に沿いながらやっていただきたいと思うので、いろいろ難しい面もあるかと思うんですけども、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

部長、何かありましたら。

工藤企画振興部長 ありがとうございます。

少し補足しますと、今、アルゲリッチ振興財団、これまでは理事長に尾野副知事が座っておりまして、伊藤京子先生は副理事長としてお支えいただいたということでございます。

ところが今回、しいきアルゲリッチハウスを県に寄附するということが進み始めましたので、尾野副知事をそのまま理事長に残していますと、寄附を出す側の財団のトップであり、なおかついただく方の県側の副知事というようなことでは、双方代理という法的な問題があることに相なりまして、今回、尾野副知事は財団の理事長を退任したところでございます。

そして、それが先月の評議委員会で決定されて、新たな理事長に伊藤京子先生に就任いただいて、副理事長が1人空いたということで、何がどうなったか、私が副理事長を仰せつかりまして、そういう体制で財団の方が今後動き出していきます。

当然、県もしいきアルゲリッチハウスを直接管理することになりますので頑張らないといけないんですけども、前回の御要望時にも猿渡委員外議員からありましたけれども、やはり直接県が管理することによって、今担当課長が申

し上げたように、もっと広く、お金をかけないで鑑賞機会を、こどもたち、あるいはなかなかそれに縁がなかった県民の方々に、県だからこそ提供できることもいろいろ出てくると思いますので、そこをしっかりと、当然必要な予算は議会の方をお願いしなければいけませんけれども、そういう背景の中で、しいきアルゲリッチハウスをオープンに活用できるように県が直接関わっていきたくて思っておりますし、副理事長あるいは理事長としての財団の方も、県の方に最大限協力をしながら、いいものを県内外に提供していきたくて、しっかりやっていきたくて思います

猿渡委員外議員 ありがとうございます。アルゲリッチという世界的な本当にすばらしい芸術家の方を中心として、非常にレベルの高い芸術家の方々の演奏を聴いたり楽しんだりできるわけですから、やはり観光の面でも、そういうことに関心の高い方々に別府に来て大分県を楽しんでいただいて、文化のレベルをもっと引き上げていただいて、経済的にも効果があると思うんですね。そういうことも含めて、是非よろしくお願いいたします。副理事長としても、よろしくお願いいたします。（「関連していいですか」と言う者あり）

原田委員 これからなんでしょうけど、9月から指定管理で財団が受ける話になってくるんですか。

宮成芸術文化振興課長 来年9月から、指定管理ではなく県が直接管理することを考えております。

工藤企画振興部長 そこは、いろいろやり方はあります。指定管理も一つの選択肢になりますけれども、そこは伊藤新理事長と県の方で、どういう形がいいのか今検討を進めております。どちらかという指定管理は、ほかの施設の指定管理の形を見ますと、どうしても指定管理団体にまず判断権を置きまして、県は少しその後判断しましょうみたいな形で、指定管理団体が指導権を握るケースが多いですけれども、果たして今回、指定管理団体になるのかどうか分かりませんが、それよりも、今課長が申し

上げた、県が直接しいきアルゲリッチハウスを管理する方がいろんな意味で進めていけるかなという話を今しております。最終決定じゃないので、選択肢がいろいろある中で考えていきたいと思っております。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに質疑もないので、次の④について説明をお願いします。

松木国際政策課長 資料5ページを御覧ください。

大分県在住外国人意識調査の結果について御説明いたします。本調査は、外国人が生活する上での困り事やニーズを把握し、多文化共生の実効的な対策につなげることを目的に初めて行ったものです。

調査の方法ですが、県内に1年以上の居住歴がある満20歳以上の外国籍の方を対象に、住民基本台帳から3千名を無作為抽出し、実施しました。多言語による調査票を郵送で送付し、1,026名から郵送又はオンラインで回答をいただいております。

回答者の属性ですが、年代では20代と30代、出身国ではフィリピン、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、在留資格では技能実習、永住者、留学が多くなっています。

次のページを御覧ください。

主な調査結果について御説明します。左上、大分県に住み続けたいかという問いに対しては、大分県に住み続けたいが66.6%で、大分県でないところに住みたいが19.3%となっております。大分県でないところに住みたいと回答した人は、年齢別では20代が多く、在留資格別では留学、技能実習で多くっており、こうした方々の生活満足度の向上が課題となっております。

左下、生活上の困りごととしては、日本語でのコミュニケーション、外国語での情報・外国語での相談先、日本人との付き合い方などの項目の割合が高くなっています。

右上の困ったときの相談先については、家族や職場、友人、知人といった身近な相談相手が

多い一方、外国人総合相談センターは9.8%となっており、72.2%の方が外国人総合相談センターを知らないと回答しており、相談方法については電話やメールよりも直接会って相談したいという声が多くなっています。外国人総合相談センターの認知度の向上や身近で相談ができる体制の構築が課題と考えられます。

右下、情報収集の方法についての質問では、公的機関の情報を探す上で困ったこととして、どこで情報入手するかわからないが32.7%と最も多く、64.7%の方が信頼できる情報が集約されたサイトを使いたいと回答しています。外国人の方々にとって分かりやすい情報発信が課題です。

主な調査結果は以上となります。今回明らかとなった課題を踏まえ、今後の多文化共生の取組につなげてまいります。

お手元に本調査結果の概要版をお配りしますので、後ほど御覧ください。なお、調査結果につきましては、本日、県庁のホームページに掲載いたします。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

成迫委員 大分県に住み続けたいかというふうな調査の中で、一通り調査の資料に目を通したんですけど、逆に住み続けたくない理由があって、ちょっとぐさっとくるんですけど、給料や勤務形態などの条件が悪いことや、やりたい仕事がないということがありますが、逆に外国人の方が求めている仕事は何か分析しているのでしょうか。

松木国際政策課長 勤務条件ですとか、やりたい仕事がないという回答をいただいているんですけど、どういった仕事という内容までは今回の調査では把握しておりませんので、その辺についてはまた個別にお聞きするなりして調査していきたい、聞ける範囲でしていければと思っております。

成迫委員 佐伯市にも10月2日に佐伯民際日本語学校ができて、やっぱり地域の方からは、地元でお仕事に就いて一緒に地域活動をしていきたいというような思いもありまして、ただ、

技能実習生をお世話している経営者と話していると、福岡県とか東京都とか、結局そちらの方に憧れて出ていってしまうような傾向があるのも事実としてあって。

なので難しいと思うんですけど、地域の特性に応じてこういった仕事をやりたいというのを県がしっかり作り上げていくのも大切なことですので、また一緒に考えていただきたいと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに質疑もないので、次の⑤について説明をお願いします。

佐藤スポーツ振興課長 お手元の資料の7ページを御覧ください。

国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州について説明させていただきます。まず、10月に開催された2025大会についてです。海外からの8チームを含む18チームが参加し、長崎県、福岡県、熊本県、宮崎県、大分県の各地で熱いレースが繰り広げられました。宮崎・大分ステージは10月13日の月曜日、祝日の大会最終日に開催され、最後まで展開が読めないトップ選手の戦いに多くの人がかぎ付けになりました。また、沿道からは、約4万4千人の観客が声援を送り、全力で疾走する選手たちを力強く鼓舞していただきました。

コース沿線でパブリックビューイングやフィニッシュ付近でステージイベントを実施しまして、たくさんの人出で賑わうなど、地域の活性化に貢献できたと考えています。

次に、来年の2026大会についてです。来年度は佐賀県が新たに加わり、6県での開催となるのが大会事務局から発表されています。大分県は、熊本県と共に2025大会に引き続き県境をまたぐコースに挑戦いたします。

開催地の調整も整ったことから、先月末に竹田市、豊後大野市で開催することを発表したところです。具体的なコース詳細については今後

検討していきますが、共催自治体としっかり連携して機運醸成などを行い、来年度も大会が大いに盛り上がるよう、しっかり準備を進めたいと思います。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に質疑もないので、次の⑥について説明をお願いします。

佐藤スポーツ振興課長 資料8ページを御覧ください。

大分トリニータのシーズン結果について御報告させていただきます。

まず、県議会議員の皆様におかれましては、大分トリニータを支援する議員連盟を通じたシーズンパスの御購入など、日頃から大分トリニータへの御支援をいただいております、心から御礼申し上げます。

今シーズンの大分トリニータは、J1昇格を目標にスタートしましたが、資料左側にありますとおり順位は16位と皆様の期待に応えることができませんでした。

観客動員数については、資料右側にありますとおり、ホームゲームの平均入場者数は昨年を上回る1万403人で、J2リーグの中では上から8番目となります。今年も8月9日のカタレ富山戦と9月20日のレノファ山口戦で亀祭を開催し、2試合の合計で3万61人の来場がありました。

資料9ページを御覧ください。

2026/27シーズンから、Jリーグがシーズン移行を実施し、8月1週頃に開幕し、5月の4週頃に閉幕する秋春制となります。また、シーズン移行に伴い、2026年シーズンに限り特別大会を実施いたします。J2リーグに所属する大分トリニータはJ2、J3の40チームで東西南北に10チームずつに分かれてリーグ戦を行い、その後、プレーオフで最終順位を決定します。なお、この大会は引き分けなしの

PK戦による完全決着方式で実施されます。

議員の皆様におかれましては、引き続きの御支援と御声援を賜りますようお願いいたします。
太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に質疑もないので、次の⑦について説明をお願いします。

幸野交通政策企画課長 ホーバーターミナルと大分駅間の2次交通対策状況について御報告します。ホーバークラフトが7月に大分空港との定期就航をしてから約4か月となります。大分空港へのアクセス改善のためには、ホーバークラフトの導入に合わせて、その2次交通手段の確保がこれまでも課題となっております。そのため県では、そのニーズや適切な輸送方法を検証するため実証を行ってきたところです。

まず、7月の空港アクセス便の定期就航後から11月末まで、無料シャトルバスの運行実証を行いました。結果としましては、1便平均の乗車数は7.3人であり、ホーバー乗船者のバス選択率は35%という結果となりました。こうした結果を県で分析しまして、バスまでの規模は必要ないものの、2次交通に対する一定程度の安定的な移動ニーズはあると判断しました。

そこで、運航コストの削減や輸送の効率性、今後の継続性などを総合的に考慮しまして、今月から大分駅構内タクシー協会に委託し、ホーバータクシーの実証運行を開始しています。タクシーの概要ですが、運行区間は大分駅上野の森口から西大分のホーバーターミナルの間で、ホーバークラフトの運航ダイヤに合わせ結んでおります。利用者料金は、片道1台当たり600円の定額としており、相乗りも可能としています。

運行開始後、1週間程度が経過しましたがけれども、利用者からは料金や相乗りも含め、おおむね好評をいただいております。今後とも利用者アンケートを通じて、利用者ニーズを的確に捉

え、県として本格運行への移行の可否を判断したいと考えております。

なお、ホーバークラフトの運航状況ですが、先月末で別府湾周遊便の就航から1年が経過しました。先月30日には運航事業者において1周年を記念した県民向けイベントを開催し、多くの方が訪れたと聞いています。現在までに事故もなく安全運航の実績を積み重ねているものと認識しております。

運航事業者においては、今月からは冬季ダイヤに切替えを行い、要望の多い午後便を新設し、往復利用の拡大を図っています。また、先月27日からは夜間航行訓練を開始し、その模様を公開したところです。さらなる増便に向けて、こうした夜間航行に必要な取組を加速していく予定です。

県としても、引き続き空港アクセス改善に向け、ターミナル周辺地域のにぎわい創出も含め、運航事業者とともに取り組んでまいります。

太田委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑はありませんか。

澤田委員 ターミナルのにぎわい創出、いつも話をさせていただいているんですけども、先日も若い方々といろいろと話をしている中で、今、株式会社サンリオが今回リゾート化構想も出していますけれども、やはり株式会社サンリオとのマッチング、業務提携を含めて、株式会社サンリオもこのホーバーターミナルに絡めていけたらどうかという要望も結構ありまして、今回、公明党の青年局で佐藤知事に要望もさせていただいているんですけども、やはり若い皆さんが、今空でつながって、陸でつながって、そして今回海でつながれば、物すごく面白いんじゃないかという、そういった発想もありましたので、是非またいろんな角度から考えていただきたいなと思っております。

もう一つは、若者たちの中で話をしていたのが、ハーモニーランドに行ったことがない方が非常に多かったんですね。その理由としては、特にゴールデンウィークとか、長期の休みになったら渋滞が激しくてなかなか入りづらい。ああいう光景を見ているから行きたくないという

話もありました。別府市は難しいかもしれませんが、日出町とか杵築市とかにホーバーターミナルのまたターミナルを造って、大分市から杵築市に向かって、そこで降りてハーモニーランドに行くとか、大分空港は既にバスがあるので、それもいいとは思いますが、いろんな発想が考えられると思いますので、是非また今後、大分県のために様々な提案を含めて検討いただければと思いますので、要望ですが、よろしくをお願いします。

幸野交通政策企画課長 ありがとうございます。

大分空港が今、大分ハローキティ空港ということで装飾をしております。今日が第3弾の装飾を公開した日になりまして、これからますます年末年始にかけて多くの方に楽しんでいただけるんじゃないかと思っています。

ホーバーターミナルも空港の入口につながっていることもありまして、そのハローキティのにぎわいを若い方が望む声も私どもの耳に届いておりますので、にぎわいづくりにどういったことができるかはこれから考えていきますので、そういった視点を持ちながら、しっかりとにぎわいを作っていきたいと考えております。

もう1点目の、ホーバーターミナルをハーモニーランドの方にとというのは、運航事業者もまたいろんな工夫を考えているところでありますので、そういった要望の声をいただいたことは運航事業者の方に伝えますし、これから20年間運航していきますから、様々な工夫の中で考えていければいいかなと思っています。

当面は、空港のアクセス便がまだ1日4往復で、まずは県民の皆様の利便性を高めていくのが最優先と思っております。便を増便していくためにも、さきほど申しましたように、夜間航行、しっかりと国の許可をいただいて実現を早期に図っていきたいと考えているところであります。

三浦委員 にぎわい創出、とても大事であります。イベントも開催をさせていただいておりますので、澤田委員からもありましたけれども、また新年度以降も様々な形でにぎわい創出、期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

もう1点が、やはり空港アクセスで、今、幸野課長からも説明がありましたけれども、利用者の35%、7名がバスの利用です。具体的に言うと、大分空港アクセス便、9月の第3回定例会では約3割の搭乗率ということでしたけれども、7月26日のホーバー運航開始以降、もしくは第3回定例会以降でも構いませんので、利用状況、あわせて12月1日から冬季のダイヤですので、約1週間ほど経過したわけですが、数字的なものが上がってきているのかを教えてくださいたいと思います。

幸野交通政策企画課長 2点いただきました。

1点目のにぎわい創出に関しましては、今年度、4回ぐらい様々な方に対する検証を行うということで、委託事業を行いました。その中でも特に人気だったのは、かんたん港園、西大分エリアの花火大会で多くの方に来ていただいて、ホーバーターミナルから花火を間近で見れるということで、これは非常に多くの方がいらっしやった。また、キッチンカーも8台ぐらい多く出ていただいて、それもまた皆様方から好評で、こういったイベントのときには、あのエリアにやはりキッチンカーの出店が効果的だということもよく分かりました。

その後、ウェールズの合唱団を呼んでホーバーターミナルで夜のコンサートをしたんですけど、あの建物の音楽的な使用の仕方、非常に音も良く、また建物の雰囲気も合っていたということで、それも非常にいい結果につながりました。

これからは、そういった知見を多くの方に広めて、主体的に民間の方がそこを利用していただけないかと考えていきたいところです。

もう1点、現在の12月冬季ダイヤになってからの実績ですけれども、運航事業者からは、約3割であまり変わらないと聞いております。月計とかで大体運航事業者はまとめていますので、12月分はまだいただいておりませんが、冬季ダイヤになって、やっぱり要望が多かった夕方便があるので、そこに関しては非常にいい声をいただいていると聞いています。

また、結果は積み上げて運航事業者からいただきたいと思いますが、現在のところはまだ数日なので、詳細なことまでは伺っていないのが現状です。周遊便に関しましては、同様にやはり9割を維持していると聞いております。現在のところは以上であります。

三浦委員 ありがとうございます。

冬季ダイヤも3割ということで、やはりニーズがあるだけに、もう少し数字的なものが上がってほしいと期待をしていたんですけども、さらなる増便に向けて、国の方ともやっていると思うんですけども、実際のめどとして、嶋川交通政策局長、どうなんでしょうか。多くの方が関心を寄せている案件ですので、言える範囲で結構です。

嶋川交通政策局長 冬季ダイヤ、夕方便ができたということで、我々もまず期待をしておりますけれども、これはどうしても空港アクセス便で、そもそも国内線の利用者数が冬季に向けてどんどん減っていきますので、当然それに従ってホーバークラフトも搭乗率は下がっていきたく思います。下がっていくけれども、自然減を夕方便のところでどう押し戻せるかが冬季の勝負どころと思っています。

また2点目、今後の見通しですけれども、あくまで運航事業者、それから県、それと国の方と3者で意識をすり合わせながらやっていく中で、今一通り目指している方向性でいきますと、大体この春先あたりで別府湾周遊便の夜間を開始していくと。そして、そこでまたちょっと積み上げた後に、来年の夏には空港アクセスの1周年がありますので、そこを一つのターゲットにしながら、今の4往復8便の大体倍ぐらいには持っていければというところで、一応そういう関係者の共通認識の下で、今、調整を進めさせていただいています。

ただ、申し訳ございません、これは夜間訓練がどう今後また順調に進捗していくか次第で大きく変わり得るものですので、あまり確たることは申し上げられませんけれども、そういったことを目指しているということでございます。

三浦委員 ありがとうございます。

最後に1点。これまで欠航がどれくらいあったのかあまり見えてこないんです。この前、第3回定例会のときに何日か修繕があった話もちよっと言いましたけど、7月26日からスタートして、欠航はどの程度なんでしょうか。

幸野交通政策企画課長 7月から今までの欠航の割合を運航事業者が出してはいないんですけれども、聞いていますのは、メンテナンスがあったときに欠航した。それから、地震が起こったときに緊急避難的に欠航した。あとは、やはり風が強いという気象、海象が多いと聞いております。そんなに連続して欠航している形ではなくて、以前聞いたときには大体6%から10%ぐらいの欠航率が想定されていたので、現在その範囲ぐらいの中で欠航、運用しているんじゃないかと思います。

もう1点は、やはり定期運航は始めたばかり、日本でもここだけでしか運航していないということで、船の操縦が難しいこともあると思います。安全を最大限に配慮して欠航の判断をしていると聞いていますので、実績を積み重ねる中で欠航の状況も変わってくると思いますが、今のところはそういった状況だと考えております。

梶田副委員長 私の知り合いでホーバークラフトが好きな人がいて、今も結構乗っていて、いろんな話を聞いたんですけど、この間、それこそ欠航の判断が多分なかなか付きにくいということで、今、夜間の便を増やすのはいいんですけど、この時期、波が荒れることが多いという話の中で、この間乗ったら50分以上かかったと。そういったことを知っているかどうかと、当初の30分という売り文句が50分であれば、これはバスの方がいいという話になって、そのとき海がすごく荒れて、悲鳴がめちゃくちゃ上がったらしくて。だから、その知り合いの人は好きだからいいけども、初めて乗った方は多分もう二度と乗らないだろう、それぐらい怖かったと。揺れまくって。行くまでに片道50分以上かかった。

そして以前、トイレは30分なので大丈夫ということだったんですけど、こういうときに、ゆっくり行ったので50分だったんですけど、

こうなるとトイレの問題がまた出てくるんじゃないのかなという再発が考えられるんですけど、知っていたのかとかいう部分を含めて、その2点、お答えいただきたいと思います。

幸野交通政策企画課長 今、50分かかったという具体的な事例に関しては、私どもも把握はしておりません。海象が悪い中、揺れのレベルが五つありまして、恐らく一番悪い、乗られたときは一番揺れのレベルが高いときだったんだと思います。

欠航の基準は内部で設定しており、風の強さだと風速10メートル以上、波の高さでは1.5メートル以上になると運航をやめる基準でやっています。そこは別府湾の海象を見ながら判断していますので、行けるという判断で行って、ただ、やはり日々の状況もありますので、時間がかかったり揺れが多かったということだと思います。

運航事業者には、お話を伺ったことはまた伝えておきたいと思いますが、なるべく利用者の方に、ホーバークラフトの利用をまたしたくないと思われぬような運用の仕方を考えてほしいと思っています。

トイレに関しては、安全確認検査を受けるとき、設置するかどうかの判断をした際に、やはりもともと船体にトイレがない。その船体に後からトイレを付ける船体の強度の問題。それから、高速で移動する中でトイレに立っていく運用上の危なさ、そういったことと、時間とあと事前にアナウンスをすとか、簡易トイレを用意しておりますので、そういった簡易トイレの準備というような総合的な対策として捉えるということで、時間ではなくて運用の中で、人が移動する中で、トイレの必要性は今のところないということをやっています。

その1便に関しては多分時間がかかったんだと思うんですけども、そういったときのもしものための緊急トイレを用意しておりますので、そういったことでこれからも考えていくことになると思います。

梶田副委員長 多分、冬はそういった时期的な部分があると思います。さっき言った欠航率の

想定10%にこだわって運航したのかも気になったけれども、そういうわけではないのは分かりました。また乗る人もいれば、1回目に乗って、もう乗らない人も出てくるだろうし、到着に50分かかったら、そんなにバスと変わらないという意見も出てきたので、これから便を増やすようにいろんな取組をやっている中で、自然現象で難しいと思うけれども、しっかりとした判断をやっていただくことが大切だと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

三浦委員 昨日の午前中ですが、ハーモニーランドが、世界でいちばんやさしい場所ということで、エンタメリゾート化を表明していただきました。立地表明式に私も参加をしました。まずは、工藤部長を含めて関係者の皆様に心から感謝申し上げたいと思います。

とりわけ、この株式会社サンリオの企業立地に関しては、関係する部局がまたがる中、企画振興部が中心になってという話も伺ってありました。非常に大きな事案だけに、情報管理も含めてとても大変だったのではないかと拝察します。

また、昨日の夕方ですか、ハーモニーランドが立地している地元日出町藤原地区の公民館に、小巻社長がいらっしゃって、地元への説明を行ってくださいました。工藤企画振興部長にも夜遅くまで同席をしていただきましたので、重ねて感謝を申し上げさせていただきますと思います。

そこで、工藤企画振興部長にちょっと要望ですが、株式会社サンリオができること、やること、立地する日出町ができること、やることが当然あるんですけども、このインフラ、道路を含めて、今も国道10号線の渋滞はともひ

どいですし、砂防もありますし、インフラの関係、また併せて地元との協議、さらに観光周遊、インバウンドもそうですし、また空港、JR、また、小巻社長からは障がい者雇用とか移住定住という言葉もありました。

正に昨日がキックオフというかスタートでありまして、かなり中長期的なスパンになるかと思しますので、是非県としても専門の、例えば部局というか職員というか、今までは企画振興部でしたけれども、しっかりそれを新年度以降も、若林総務部長の方にもお願いをしました。工藤企画振興部長もこれまでの経緯も踏まえて、是非その辺まで支援をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

工藤企画振興部長 ありがとうございます。

何とか昨日の発表までたどり着きましたけれども、振り返りますと、ちょうど春先に、エンタメリゾート化、リゾート構想という形で、株式会社サンリオエンターテイメントの小巻社長の方から意思表示があつてから8か月ほどたちましたけれども、最初から一つのことが決まっていた準備万端、順風満帆に来たというわけではとてもありませんで、やはりハーモニーランドが1991年に日出町に立地して来年がちょうど35年になるということで、株式会社サンリオの本社、それから株式会社サンリオエンターテイメントも、ハーモニーランドをどうするのかを全く白紙から考えておられたというところでございます。

ですので、大分県としましては、何とかそれをいい方向に持っていきたいということで、かなり株式会社サンリオの本社に私も呼ばれましたし、大分県としてどういう支援ができるかをサンリオにも何となくてんびんにかけてながら、大分県にそのまま立地するのかどうか検討をしていただいたということでございます。

今回、何とか大分県の方もしっかりやるというところをある程度感じていただいて、現状維持のリニューアルにとどまらず、昨日発表されたように、大変大きな規模のリゾート構想ということで打ち出していただきましたけれども、本当にその間、地元への事前説明など三浦委員

にも大変お世話になりましたので、重ねてお礼を申し上げたいと思っております。

ただ、三浦委員が言われるように、昨日がやっとキックオフでございます。いくつかおっしゃっていただきましたけれども、周辺の交通インフラの整備ですとか、開発しようとするところのいろんな法的な規制とか、観光面でどうするか、地元対策、まだいろいろあるでしょうし、また交通の結節を考えますと、JRとか地元のバス会社、あるいは航空会社、空港との連携、そういったものはもろもろ出てまいりますので、これをどこの部局でやるか、土木建築部なのか観光局なのかいろいろ考えますと、なかなか一つの部局に収まらないだろうと思っておりますので、組織の中にしっかりとそういう部署を置くことは必要だろうと思いますし、また株式会社サンリオからもそういうところはしっかりお願いしますと言われてるし、また、佐藤知事も、大分県が全力で支えると昨日申し上げましたので、そういう窓口は必要なんだろうと思えます。

これは総務部が組織全体を考えますので、総務部の判断を待ちたいと思いますが、仮に企画振興部でとなりましたら、それはそれとしてしっかりと受け止めて、今後5、6年かかりますけれども、しっかりといいものができるように全面的にやっていきたいと考えております。

三浦委員 工藤部長ありがとうございます。小巻社長からは、今の年間入場者数50万人を200万人、4倍の規模感を目指したいという話もありました。また、複数の企業でコンソーシアムを募って組んでやっていくと、またハーモニーランド内にも仮称ですけれども未来共創室という部署でしっかりと取り組んでいきたいという発言もあったようです。

いずれにしても、これは日出町のみならず大分県にとっては本当に宝でありまして、世界に誇れるハーモニーランドに向けて、一つの民間企業ではありますが、是非御支援をお願いしたいことを重ねてお願い申し上げたいと思えます。

工藤企画振興部長 ありがとうございます。

今、三浦委員がおっしゃったように、今年年間50万人ぐらいお見えいただいておりますが、これは基本的に今の環境においては日帰りでございます。ここを200万人にするということは、1日どころか、滞在ベースで見ますと、1泊すれば2日分、2泊すれば3日分に相当しますので、200万人という数字はさらにその何倍か掛けないといけないと思っておりますので、さきほどおっしゃっていただいた心配な交通インフラについて、昨日も地元との会合では、渋滞を何とかしてくれと地元の方が小巻社長に一生懸命お願いしておりましたが、私もちょっと割って入って、株式会社サンリオが道路の拡幅をできませんので話をしました。日出町、杵築市、それから県で、しっかりと交通インフラのところは受け止めてやっていく必要があることを昨日の地元の方にもお伝えしましたので、しっかりとやっていきたいと思えます。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

猿渡委員外議員 空き家のことですが、大分市佐賀関の大規模火災のときに、空き家が多かったことで強風の影響もあって火災が大きく広がってしまったと言われておりますので、気になっております。やはり活用できるものは活用する方向で、活用できないものは撤去の方向で、いろんな努力が必要と思うんですが、何かお考えがありましたら。

木口おおいた創生推進課長 ありがとうございます。

この度の佐賀関の災害、大変な災害でございましたけれども、おっしゃるとおり、今後はどんどん人口が減ってきますので、今後、空き家の利活用と、解体が必要なものについてはどんどん解体をしていくことが大事ですので、県の方でも、今年度から特に周知を強化していこうということで、あと宅建協会にも協力をいただきまして、宅建の窓口、不動産会社の窓口等でアピールをしていただくとか、あと県の方でも独自にPR等をやっており、もうすぐテレビ等

でもPRをしていくような予算を組んでおりますので、そういったところもやっていきたいと思っております。

補助金でも、利活用やビジネス活用等もやっていますし、あとは移住者向けの利活用の補助等もやっています。国の補助制度もごございますので、こういったところをよりPRして利用してもらおうように取り組んでまいりたいと思っております。

猿渡委員外議員 強風とか台風とかのときにも、飛んでいって危ないんじゃないかとか思うような空き家があったりしますが、今いろんなそういう気象条件も厳しくなっていますので、よろしくをお願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔企画振興部退室、議会事務局入室〕

太田委員長 本日は、委員外議員として猿渡議員、佐藤議員に御出席いただいています。

これより議会事務局関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

それでは、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち議会事務局関係部分について、執行部の説明を求めます。

小石議会事務局長 第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、議会事務局関係について御説明申し上げます。

資料2ページの予算説明書を御覧ください。

第1款第1項議会費の補正予算額のとおり、議員の期末手当を245万9千円増額するものごございます。これは一般職員や特別職の改定状況を踏まえたもので、月数にすると0.05月分の増になります。

太田委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これより、さきほど審査した総務部関係部分を含めて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

予定されている案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これをもちまして議会事務局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議を行いますので、このままお待ちください。

〔委員外議員、議会事務局退室〕

太田委員長 それでは内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これをもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。